



令和8年4月から

こども誰でも通園制度 始まります!

☎こども保育支援課 (☎21-1205)

こども誰でも通園制度の3つのポイント

1. こども誰でも通園制度とは?

0～2歳のこどもが、保育所などで遊んだり、集団生活を体験できる支援制度です。

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため創設されました。

2. 利用のメリット

■こどもにとって

- ・家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会が得られます。
- ・園での経験を通じて、ものや人への関心が広がり、豊かな成長につながります。

■保護者にとって

- ・保育士らと関わることにより、ほっとできたり、不安感などの解消につながります。

3. 「一時預かり」との違いは?

■一時預かり

保護者が用事を済ませるために保育園などにこどもを預ける、保護者の支援を目的とした事業です。

■こども誰でも通園制度

こどもが家庭では得られない経験をするために保育園などに通園する、こどもの育ちの応援を目的とした事業です。



①・②の全てに該当するこどもが対象

- ①0歳6か月～満3歳未満(3歳の誕生日の前々日まで利用可)
- ②保育所・認定こども園・小規模保育事業所・企業型保育施設などに在籍していないこと

利用可能時間

こども1人につき月10時間まで



利用認定申請受付

「こども誰でも通園制度総合支援システム」から電子申請市で認定審査後、3月2日(月)以降に認定証を交付します。

実施施設

3月2日(月)以降に市ホームページに掲載します。

利用料金

1時間につき300円程度
(食事やおやつなどは実費負担あり)



市ホームページ

利用・申請方法など詳しくは市ホームページをご覧ください